

独立行政法人国際協力機構(法人番号9010005014408)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人の役員報酬は、外務省からの運営費交付金に加え、国会の議決を経て承認された政府関係機関予算から支出していることから、役員報酬の支給水準については、他政府関係機関の考え方も参考にしつつ、国家公務員指定職の報酬に準じている。

② 平成30年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員(監事を除く。)の本俸月額及び特別手当(賞与)の額は、主務大臣が行う業績評価の結果等を勘案のうえ、その者の職務実績等に応じて理事長が決定する評価に基づき、これを変更することができることとし、役員の業績及び法人の業務の実績を役員報酬に反映させる枠組みを導入している。なお、平成30年度において加算又は減算を行った役員はいない。

③ 役員報酬基準の内容及び平成30年度における改定内容

法人の長

役員報酬基準は、独立行政法人国際協力機構役員給与規程に則り、本俸及び諸手当(地域手当、通勤手当及び特別手当)としている。法人の長については、本俸は1,107,000円、地域手当は本俸に100分の20を乗じて得た額(221,400円)とした。また、特別手当は本俸等に応じて定まる額(注1)に、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)第19条の4及び第19条の7に定める支給割合を合算して得た割合(注2)及び基準日以前6箇月以内の在職期間に応じた割合を乗じて得た額とした。

なお、平成30年度では、人事院勧告を参考にしつつ、12月の特別手当の支給月数を0.05箇月引き上げた。

注1:本俸及び地域手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額。

注2:実績は、6月は100分の157.5(1.575箇月)、12月は100分の177.5(1.775箇月)。

副理事長

役員報酬基準は、独立行政法人国際協力機構役員給与規程に則り、本俸及び諸手当(地域手当、通勤手当及び特別手当)としている。副理事長については、本俸は952,000円、地域手当は本俸に100分の20を乗じて得た額(190,400円)とした。また、特別手当は本俸等に応じて定まる額(注1)に、一般職給与法第19条の4及び第19条の7に定める支給割合を合算して得た割合(注2)及び基準日以前6箇月以内の在職期間に応じた割合を乗じて得た額とした。

なお、平成30年度では、人事院勧告を参考にしつつ、12月の特別手当の支給月数を0.05箇月引き上げた。

注1:本俸及び地域手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額。

注2:実績は、6月は100分の157.5(1.575箇月)、12月は100分の177.5(1.775箇月)。

理事

役員報酬基準は、独立行政法人国際協力機構役員給与規程に則り、本俸及び諸手当(地域手当、通勤手当及び特別手当)としている。理事については、本俸は823,000円、地域手当は本俸に100分の20を乗じて得た額(164,600円)とした。また、特別手当は本俸等に応じて定まる額(注1)に、一般職給与法第19条の4及び第19条の7に定める支給割合を合算して得た割合(注2)及び基準日以前6箇月以内の在職期間に応じた割合を乗じて得た額とした。

なお、平成30年度では、人事院勧告を参考にしつつ、12月の特別手当の支給月数を0.05箇月引き上げた。

注1:本俸及び地域手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額。

注2:実績は、6月は100分の157.5(1.575箇月)、12月は100分の177.5(1.775箇月)。

理事(非常勤)

役員報酬基準は、独立行政法人国際協力機構役員給与規程に則り、非常勤役員手当(日額37,500円)及び通勤手当としている。

なお、平成30年度においては該当者なし。

監事

役員報酬基準は、独立行政法人国際協力機構役員給与規程に則り、本俸及び諸手当(地域手当、通勤手当及び特別手当)としている。監事については、本俸は744,000円、地域手当は本俸に100分の20を乗じて得た額(148,800円)とした。また、特別手当は本俸等に応じて定まる額(注1)に、一般職給与法第19条の4及び第19条の7に定める支給割合を合算して得た割合(注2)及び基準日以前6箇月以内の在職期間に応じた割合を乗じて得た額とした。

なお、平成30年度では、人事院勧告を参考にしつつ、12月の特別手当の支給月数を0.05箇月引き上げた。

注1:本俸及び地域手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額。

注2:実績は、6月は100分の157.5(1.575箇月)、12月は100分の177.5(1.775箇月)。

監事(非常勤)

役員報酬基準は、独立行政法人国際協力機構役員給与規程に則り、非常勤役員手当(日額37,500円)及び通勤手当としている。

平成30年度においては該当者なし。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成30年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	22,208	15,941	6,267	()			
副理事長	19,287	13,709	5,390	188 (通勤手当)			*
理事A	16,715	11,851	4,659	205 (通勤手当)			※
理事B	16,632	11,851	4,659	122 (通勤手当)			※
理事C	12,162	7,901	4,166	95 (通勤手当)		11月30日	※
理事D	4,759	3,950	741	68 (通勤手当)	12月1日		※
理事E	16,627	11,851	4,659	117 (通勤手当)			※
理事F	6,267	3,950	2,191	126 (通勤手当)		7月31日	※
理事G	9,498	7,901	1,481	116 (通勤手当)	8月1日		※
理事H	6,167	3,950	2,191	26 (通勤手当)		7月31日	◇
理事I	10,534	7,901	2,469	164 (通勤手当)	8月1日		◇
理事J	16,560	11,851	4,659	50 (通勤手当)			◇
理事K	16,582	11,851	4,659	72 (通勤手当)			◇
監事A	15,140	10,714	4,212	214 (通勤手当)			
監事B	15,082	10,714	4,212	156 (通勤手当)			
監事C	13,316	8,928	4,212	176 (通勤手当)		1月31日	※
監事D	1,806	1,786	0	20 (通勤手当)	2月1日		※

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

当法人の使命は、「開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現すること」であり、「信頼で世界をつなぐ」というビジョンの下、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、自由で平和かつ豊かな世界を希求し、パートナーと手を携えて信頼で世界をつなぐ取り組みを実施することにある。そのため、技術協力・資金協力等を通じて、開発途上国の経済・社会の開発や復興等を支援している。

同使命を遂行するにあたり、理事長には、国際情勢や国際的開発課題等に関して広い視野と適切な理解を有し、かつ、当法人を代表し、重要な経営方針の意思決定を行うとともに、その所掌業務全般及び組織運営の統括を担当する知見が求められる。理事長の報酬は、国家公務員の指定職(7号俸:平成30年度俸給月額1,107,000円)に準じているが、類似の業務を実施している国際機関の長の報酬と比較すると、その水準は低くとどめている。

副理事長

副理事長には、国際情勢や国際的開発課題等に関して広い視野と適切な理解を有し、かつ、当法人を代表し、理事長を補佐して重要な運営方針の意思決定に参画するとともに、所掌業務全般及び組織運営の統括を担当する知見が求められる。副理事長の報酬水準は、国家公務員の指定職(5号俸:平成30年度俸給月額965,000円)に準じているが、類似の業務を実施している国際機関の上級役員の報酬と比較すると、その水準は低くとどめている。

理事

理事には、国際情勢や国際的開発課題等に関して広い視野と適切な理解を有し、かつ、理事長と副理事長を補佐し、組織運営一般、開発援助実務等を掌理する知見が求められる。理事の報酬水準は、国家公務員の指定職(4号俸:平成30年度俸給月額895,000円)を参考にしており、類似の業務を実施している国際機関の役員の報酬と比較すると、その水準は低くとどめている。

監事

監事は、当法人の業務を監査し、健全な業務運営を確保するとともに良質な統治体制の確立に寄与する責務を有する。また、監査結果を主務大臣及び理事長に報告し、必要と認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出するなどの措置を講じることが求められる。監事の報酬水準は、国家公務員の指定職(2号俸:平成30年度俸給月額761,000円)に準じているが、当法人と類似の業務を実施している政府関係機関の常勤監事の年間報酬額と比較すると、その水準は低くとどめている。

【主務大臣の検証結果】

役員の年間報酬は、基本的に国家公務員の水準に準じている。類似業務を実施する国際機関や、金融系の政府関係機関の水準を下回っているものの、類似の組織規模の独立行政法人等との比較においてはおおむね妥当な水準といえる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成30年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年	月			
副理事長	千円 該当者なし	年	月			
理事	千円 2,578	年 2	月 0	平成29年 9月30日	1.2	※
監事	千円 5,644	年 5	月 9	平成29年 6月29日	1.0	

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
副理事長	該当者なし
理事	法人及び個人の業績等を踏まえ、「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、年度評価における理事の職務に係る担当業務の評定等を用いて、業績勘案率を1.2と決定した。
監事	法人及び個人の業績等を踏まえ、「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、年度評価における理事の職務に係る担当業務の評定等を用いて、業績勘案率を1.0と決定した。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

〔 本俸月額及び特別手当について、当該役員の職務実績等に応じて、増額又は減額することができることとしており、今後も見直しの予定はない。 〕

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人の職員のうち、語学力や折衝・調整能力に加え、高い専門性が必要な職種については、大卒のみならず大学院卒の人材を積極的に確保する必要がある。こうした職種の人材層は、新卒採用では民間企業、特に総合商社等と、経験者採用では国際機関等と競合しており、人材を確保するためには相応の給与水準が必要。

上記の特性を勘案しつつも、国家公務員の給与水準も十分考慮し、職員給与の支給水準を設定している。例えば、国家公務員の給与月額35歳(本府省課長補佐)440,600円、50歳(本府省課長)742,440円、当法人は35歳(本部主任調査役)402,100円、50歳(本部長)684,951円となっている(詳細はII 4モデル給与参照)。また、2019年度の初任給月額(東京勤務)では、総合商社(大卒_総合職)255,000円、同(院卒_総合職)290,000円であるのに対し、当法人(大卒_総合職)209,647円、同(院卒_総合職)222,420円である。なお、国家公務員では、行政職(一)(大卒_総合職)231,040円、同(院卒_総合職)262,600円となる(※)。

※ 平成30年度国家公務員行政職(一)俸給表及び人事院規則に基づき、当機構で算出(「初任給+地域手当(20%)+本府省業務調整手当」)。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

中期計画に基づく毎事業年度の計画の達成状況及び業務実績を踏まえて各職員の人事評価を実施し、評価結果を賞与及び昇給・昇格に反映している。具体的には以下のとおり。

- ・1年に一度行われる勤務評価に基づき、翌期の賞与における査定率が適用される。
- ・1年間の勤務評価が、翌年度の昇給・昇格に反映される。

③ 給与制度の内容及び平成30年度における主な改定内容

独立行政法人国際協力機構職員給与規程及び独立行政法人国際協力機構在外職員等給与規程に則り、基本給及び諸手当(扶養手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、国際緊急援助手当、寒冷地手当、超過勤務手当、宿日直手当、賞与、在勤手当)としている。

賞与については、基本給等に応じて定まる額(注1)に支給月数(注2)及び基準日以前6箇月以内の在職期間に応じた割合及び調整係数を乗じて得た額としている。

なお、平成30年度では、人事院勧告を参考にしつつ、俸給表を人件費予算ベースで平均0.166%引き上げるとともに、12月の賞与の支給月数を0.05箇月引き上げた。

注1: 固定賞与基準額は、基本給の月額に100分の60を乗じて得た額及びその額に等級加算割合を乗じて得た額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当の月額の合計額。

査定賞与基準額は、基本給の月額に100分の40を乗じて得た額及びその額に等級加算割合を乗じて得た額並びにこれらに対する特別都市手当の月額の合計額。加えて、その者の勤務評価に応じて定める査定率を乗じる。

注2: 実績は、6月は100分の212.5(2.125箇月)、12月は100分の232.5(2.325箇月)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成30年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 899	歳 44.5	千円 8,271	千円 6,022	千円 143	千円 2,249
事務・技術	人 899	歳 44.5	千円 8,271	千円 6,022	千円 143	千円 2,249

在外職員	人 290	歳 42.3	千円 13,441	千円 11,875	千円 0	千円 1,566
------	----------	-----------	--------------	--------------	---------	-------------

任期付職員	人 57	歳 41.7	千円 5,232	千円 3,832	千円 145	千円 1,400
事務・技術	人 57	歳 41.7	千円 5,232	千円 3,832	千円 145	千円 1,400

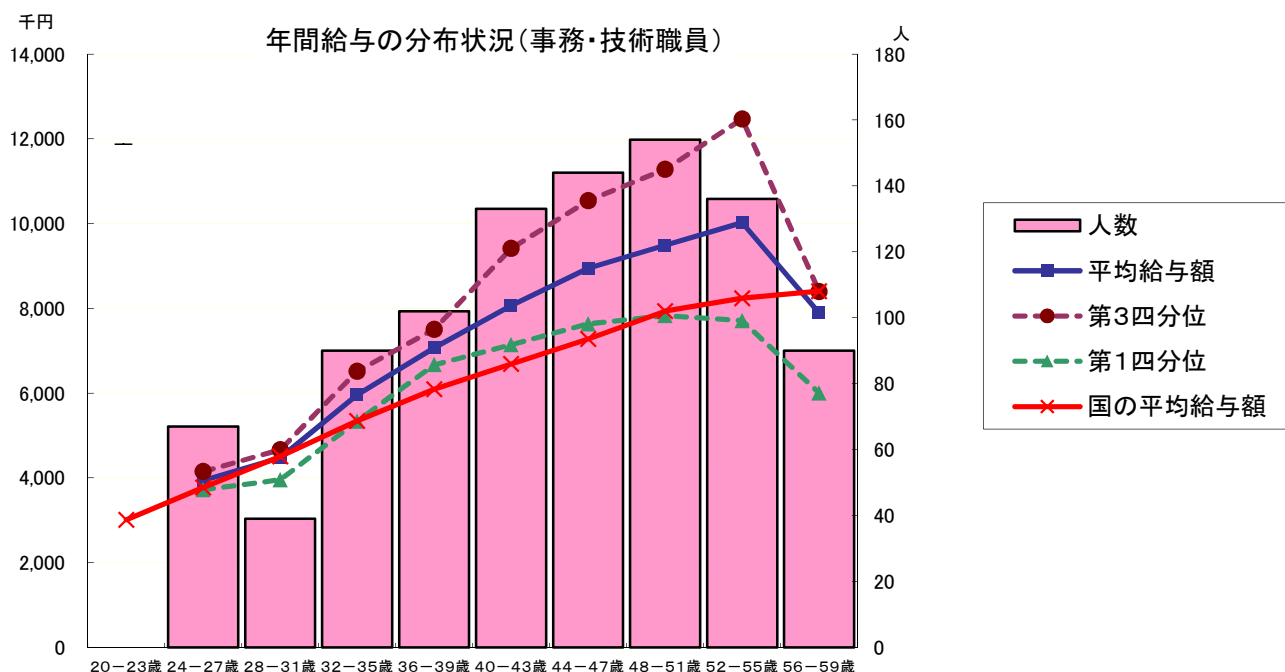
再任用職員	人 6	歳 63.8	千円 3,129	千円 3,129	千円 166	千円 0
事務・技術	人 6	歳 63.8	千円 3,129	千円 3,129	千円 166	千円 0

非常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:職種区分のうち、事務・技術以外の職種(研究職種等)については該当する職員がいないため省略した。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。
 なお、国の平均給与額には、国家公務員高卒者試験の採用者も含み、指定職(局長等)は含まない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
代表的職位	人	歳	千円	千円
本部課長	174	45.6	9,700	10,997～7,232
本部係員	471	40.5	6,234	11,014～3,456

注:本部係員には、役職定年制度により、平成30年4月1日に上位の職位から移行した者も含まれる。

④ 賞与(平成30年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 58.4	% 58.4	% 58.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 41.6	% 41.6	% 41.6
	最高～最低	% 50.0～25.0	% 49.9～25.0	% 50.0～25.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 59.8	% 59.5	% 59.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 40.2	% 40.5	% 40.3
	最高～最低	% 50.0～25.0	% 49.9～25.0	% 50.0～25.0

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容																																				
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 115.6 ・年齢・地域勘案 103.4 ・年齢・学歴勘案 112.0 ・年齢・地域・学歴勘案 100.7																																				
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	1. 在職地域・学歴の構成 比較対象の国家公務員行政職(一)適用者※1に比べ、都市部在職者及び大学卒以上の者の比率が高く、対国家公務員指数は115.6ポイント高くなっている。 地域手当支給区分別人員構成比																																				
	<table><tr><th>支給区分</th><th>当法人の事業所の所在地</th><th>当法人※2</th><th>国※3</th></tr><tr><td>1級地</td><td>東京都特別区</td><td>86.5%</td><td>31.2%</td></tr><tr><td>2級地</td><td>横浜市、つくば市</td><td>2.2%</td><td>6.7%</td></tr><tr><td>3級地</td><td>名古屋市</td><td>1.5%</td><td>8.0%</td></tr><tr><td>4級地</td><td>神戸市</td><td>2.9%</td><td>2.1%</td></tr><tr><td>5級地</td><td></td><td>0.0%</td><td>8.2%</td></tr><tr><td>6級地</td><td>仙台市、高松市</td><td>0.8%</td><td>8.7%</td></tr><tr><td>7級地</td><td>札幌市、金沢市、北九州市、東広島市</td><td>4.1%</td><td>11.0%</td></tr><tr><td>非支給地</td><td>帯広市、二本松市、駒ヶ根市、浦添市</td><td>2.0%</td><td>24.3%</td></tr></table>	支給区分	当法人の事業所の所在地	当法人※2	国※3	1級地	東京都特別区	86.5%	31.2%	2級地	横浜市、つくば市	2.2%	6.7%	3級地	名古屋市	1.5%	8.0%	4級地	神戸市	2.9%	2.1%	5級地		0.0%	8.2%	6級地	仙台市、高松市	0.8%	8.7%	7級地	札幌市、金沢市、北九州市、東広島市	4.1%	11.0%	非支給地	帯広市、二本松市、駒ヶ根市、浦添市	2.0%	24.3%
	支給区分	当法人の事業所の所在地	当法人※2	国※3																																	
	1級地	東京都特別区	86.5%	31.2%																																	
	2級地	横浜市、つくば市	2.2%	6.7%																																	
	3級地	名古屋市	1.5%	8.0%																																	
	4級地	神戸市	2.9%	2.1%																																	
	5級地		0.0%	8.2%																																	
	6級地	仙台市、高松市	0.8%	8.7%																																	
	7級地	札幌市、金沢市、北九州市、東広島市	4.1%	11.0%																																	
非支給地	帯広市、二本松市、駒ヶ根市、浦添市	2.0%	24.3%																																		
最終学歴別人員構成比																																					
<table><tr><th></th><th>当法人</th><th>国※4</th></tr><tr><td>大学卒以上</td><td>91.7%</td><td>57.4%</td></tr><tr><td>短大卒</td><td>6.2%</td><td>12.7%</td></tr><tr><td>高校卒</td><td>2.1%</td><td>29.9%</td></tr><tr><td>中学卒</td><td>0.0%</td><td>0.0%</td></tr></table>		当法人	国※4	大学卒以上	91.7%	57.4%	短大卒	6.2%	12.7%	高校卒	2.1%	29.9%	中学卒	0.0%	0.0%																						
	当法人	国※4																																			
大学卒以上	91.7%	57.4%																																			
短大卒	6.2%	12.7%																																			
高校卒	2.1%	29.9%																																			
中学卒	0.0%	0.0%																																			
※1 国家公務員高卒者試験の採用者も含み指定職(局長等)は含まない。																																					
※2 平成30年給与公表比較対象者																																					
※3 平成30年人事院勧告参考資料 国家公務員給与関係 第10表																																					
※4 平成30年人事院勧告参考資料 国家公務員給与関係 第2表																																					
2. 高度の専門性及び類似業務の給与水準 開発途上国が抱える問題の分析、プロジェクトの企画・審査、開発途上国政府との交渉や国際機関との連携・人事交流、日本政府の政策や戦略の実現に向けた多岐にわたる関係者との調整等を担うため、当法人の職員には修士や博士の学位取得者が一般的である国際機関職員と同様、高いレベルでの語学力、折衝・調整能力に加え、専門性が求められている(当法人の大学院卒以上の者の人数は700人以上(全職員数の3割以上)。また、平成30年度新卒採用職員のTOEIC平均スコアは855)。こうした中核的な人材は、新卒採用では総合商社や金融機関等と、経験者採用では国際機関等と競合していることから、人材確保のために合理的な給与水準とする必要がある。																																					
3. 援助機関としての職員構成 国際機関や他国援助機関においては、援助の実施にあたり高度な専門性が必要とされることから、職員全体のうち7～8割以上を相対的に給与水準が高い専門職員が占め、定型業務やアナリスト等が行う専門的なサポート業務については、コンサルタント等の外部人材を積極的に活用している。																																					

給与水準の妥当性の検証	(法人の検証結果) 当法人は政府開発援助の実施機関であることから、財政支出の割合が高いことから、給与水準については人事院勧告を踏まえたものとしている。国家公務員に比べ、都市部在勤者及び大卒以上(特に大学院修了)の者の割合が高いものの、勤務地限定・職務限定制度、役職定年制度の導入による職員構成の見直し等を引き続き実施した結果、年齢・地域・学歴勘案指標は100.7を実現している。 (主務大臣の検証結果) 勤務地限定制度、職務限定制度、役職定年制度の着実な運用により、給与水準の適正化が進展していることを確認した。 (参考) 【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 55.03% (国からの財政支出額 153,361,364千円、支出予算の総額 267,632,108千円:平成30年度予算) 【支出総額(平成30年度決算)に占める給与・報酬等支給総額の割合】 5.49% (支出総額323,206,423千円、給与・報酬等支給総額17,906,728千円) 【累積決算額について】 累積欠損額0円(平成29年度決算)
講ずる措置	勤務地限定・職務限定制度の採用に加え、役職定年制度の導入等による職員構成の見直しを進めた結果、第二期中期計画の最終年度(平成23年度)までの目標(年齢・地域・学歴勘案109.8)を平成22年度に達成した。第三期中期計画期間(平成24年度～平成28年度)にかけて、対国家公務員指数が100前後で安定的に推移しており、第四期中期計画期間の平成29年度及び平成30年度においても概ね同水準であることから、引き続き職員構成等に留意し、年齢・地域・学歴補正後の対国家公務員指数を適正な水準にするよう努める。

4 モデル給与

(扶養親族がない場合) ○22歳(本部大卒初任給) 月額 209,647円 年間給与 3,411,374円 ○35歳(本部主任調査役) 月額 402,100円 年間給与 6,739,800円 ○50歳(本部次長) 月額684,951円 年間給与 11,541,766円 ※ 扶養親族がいる場合は、非管理職(役職定年後の職員及び再任用職員を除く)に限り、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

中期計画に基づく毎事業年度の計画の達成状況及び業務実績を踏まえて各職員の人事評価を実施し、評価結果を賞与及び昇給・昇格に反映しており、今後も見直しの予定はない。

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成29年度 (前年度)	平成30年度 (当年度)	増減(前年度比)	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 17,622,333	千円 17,906,728	千円 +284,395	% 1.61
退職手当支給額 (B)	千円 928,602	千円 1,285,022	千円 +356,420	% 38.38
非常勤役職員等給与 (C)	千円 704,091	千円 859,943	千円 +155,852	% 22.14
福利厚生費 (D)	千円 2,958,790	千円 3,036,448	千円 +77,658	% 2.62
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 22,213,816	千円 23,088,141	千円 +874,325	% 3.94

注1: 第四期中期目標の開始年度は平成29年度。平成30年度は第三期中期目標の二年目にあたる。

注2: 福利厚生費には、社会保険料等の法定福利費に加え、法定外福利費を含んでいるため、財務諸表の附属明細書「役員及び職員の給与明細」の数字とは一致しない。

総人件費について参考となる事項

平成30年度においては、人事院勧告を参考にしつつ、月例給を平均0.166%引き上げるとともに、12月の賞与の支給月数を0.05箇月引き上げたため、給与、報酬等支給総額が増加した。また、上記のとおり給与、報酬等支給総額が増加となったことにより、最広義人件費も対前年度で増加した。福利厚生費の増加は、給与、報酬等支給総額の増加に伴い法定福利費が増加したことが原因である。

また、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年1月及び4月から、以下の役職員の退職手当の支給水準の引下げを実施した。

(1) 役員

平成30年1月1日以降に退職する役員に対する退職手当の額については、役員退職手当規程に規定する退職手当に係る乗率を、措置前の100分の10.875から、100分の10.4625に引き下げた。

(2) 職員

平成30年4月1日以降に退職する職員に対する退職手当の額については、職員退職手当規程に規定する退職手当に係る調整率を、措置前の100分の87から、100分の83.7に引き下げた。

なお、職員については、労使交渉の結果、措置の開始時期は、国家公務員に係る措置時期(平成30年1月1日)と異なる取り扱いとした。

Ⅳ その他

特になし